キャンプ・シュワブの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十九年三月三十日に土地収用法第三十八条の二第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県名護市字辺野古長崎原	五四七番	原野

三　縦覧場所

沖縄県名護市字辺野古一〇〇七番一四五　名護防衛事務所

四　縦覧期間

平成二十九年五月三十日から同年六月十三日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十二条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十九年五月三十日

防衛大臣　稲田　朋美

公　告

諸　事　項

押収物還付公告の取消

さいたま地方検察庁川越支部検察官

下記の押収物還付公告は、取り消す。

記

平成28年12月14日付け官報（第6919号）11頁２段掲載平成27年検第795号住居侵入、窃盗被告事件（平成27年領第669号）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

さいたま地方検察庁川越支部検察官

平成27年検第795号住居侵入、窃盗被告事件（平成27年領第669号）　1. 現金283,936円。2. 外国硬貨567個。3. 外国紙幣307枚。4. 古銭87個。5. 古銭31枚。6. 古銭様のもの１個。7. 小物入れ２個。8. 財布９個。9. 商品券６枚。10. 商品券４枚の換金代金3,520円。11. 地図10枚。12. 手提げ袋２個。13. テレホンカード10枚。14. 電子辞書３台。15. 内服薬袋２枚。16. 封筒32枚。17. ブレスレット４本。18. ペンダントトップ３個。19. ポーチ３個。20. ラップ様のもの３枚。21. リュックサック２個。22. イヤリング３組。23. イヤリング５個。24. 音楽プレーヤー２台。25. 紙片６枚。26. カメラ２台。27. 巾着袋３枚。28. ネックレス53本。29. 箱５個。30. メダル71個。31. メダル63枚。32. 指輪27個。33. ケース24個。34. ケース２冊。35. ケース１枚。36. ゲームソフト２個。37. 小銭入れ３個。38. ビール券８枚。39. ビニール袋87枚。40. アクセサリー１個。41. 玉10個。42. 盃１個。43. 保証書１枚。44. お米ギフト券10枚。45. 札入れ１個。46. 封筒の切れ端１枚。47. オレンジカード７枚。48. クリップ１個。49. 時計１個。50. 腕時計１個。51. カードケース１個。52. コインアルバム１冊。53. 布袋１枚。54. 望遠レンズ１個。55. ダイアモンド鑑定書１冊。56. キーケース１個。57. IPODmini１台。58. トートバッグ１個。59. ショルダーバッグ１個。60. 切手シート５シート。61. 切手類13枚。62. 外国切手26枚。63. ビニールケース１個。64. カバー１個。65. 軍用手票１枚。66. 日本銀行兌換券１枚。67. 日本銀行券１枚

第三者所有物の没収に関する公告

平成29年５月30日　東京地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年６月13日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　東京地方裁判所刑事第18部

2　被告事件名　賭博開張図利、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反

3　被告人氏名　横田　俊夫

4　公判期日　平成29年６月６日

5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成29年東地庁外領第3410号

符号１　現金6000円

符号３　現金８万円

符号５　現金5038円

符号16　現金6752円

符号18　現金119万3000円

符号19　現金53万3000円

符号44　現金19万2000円

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、東京都港区所在のカジノ賭博店「六本木トウキョウ」の経営者として、同店の業務全般を統括管理するものであるが、氏名不詳者と共謀の上、平成28年10月22日、同店において、賭博場を開張し、賭客数名らに、トランプカード等を使用し、金銭を賭けて、「バカラ」と称する賭博をさせ、その際、同人らからコミッション名目で金銭を徴収し、もって賭博場を開張して利益を図ったものである。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第５０２１号

福井県大野市土打43号15番地

申立人　常見　友子

本籍福井県大野市土打第44号９番地、最後の住所福井県大野市土打44号９番地、死亡の場所本籍と同じ、死亡年月日昭和38年９月15日、出生の場所不明、出生年月日明治12年７月25日、職業不明

被相続人　亡　常見　ゆふ

事務所福井県福井市順化１丁目24―43　ストークビル福井一番館８階　九頭竜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安江　勤

福井家庭裁判所

平成２９年（家）第８９９号

愛知県愛西市大井町前田面136番地

申立人　小林　悦夫

本籍名古屋市西区新道２丁目104番地、最後の住所愛知県愛西市善太新田町十一下86番地

１　シルバーマンションキリン愛西、死亡の場所愛知県弥富市、死亡年月日平成28年８月23日、出生の場所愛知県名古屋市西区、出生年月日昭和10年４月30日、職業不明

被相続人　亡　安藤　久徳

事務所愛知県清須市西須ヶ口　明和アパート南側　きよす総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　児玉　亨

名古屋家庭裁判所